

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇<http://www.wcac.jp/>

## 芸能人(?)とメールするため、 ポイント代をつぎ込んだ結果…



イラスト 鈴木 薫

芸能人やマネージャーを名乗るメールだけでなく、知らない人からのメールには注意しましょう。他にサイトへ誘導する手口には、**副業や仕事を紹介する**というもの、**話し相手になってくれば遺産を渡す**というもの等があります。最近では、**占いサイトに登録して、結果を聞くためにその都度ポイントを購入する**、というものがあります。

副業紹介

お金をあげます

助けて、話を聞いて

出会えない出会い系サイトに、現金での振込や、クレジットカードや電子マネーなどで高額な料金を払ってしまったら、早めに消費生活センターにご相談下さい！

## ～「千円で体験できる」広告で出向いたら～

# 高額な契約になってしまったエステティックサロン

「美しくなりたい…」そう思って契約したエステ。その契約がトラブルになり、ストレスの元になってしまってはいけません。高額で契約期間も長くなりがちなエステの契約は注意が必要です。

### 〈事例〉

タウン誌で美顔エステが1000円で体験できるという広告を見つけ、エステサロンに行った。初めに肌の診断をして施術を受けた。体験後、店員から「お肌の状態は良くないです。早く対策しなければ、顔中にシミやシワが出来て大変なことになりますよ。」と言われた。店員の言葉で不安になり、言われるがまま6ヶ月間の美顔エステコースの契約をし、効果を上げるためにと勧められた化粧品も購入して合計50万円をクレジット払いにした。その後も次々と契約を勧められ、支払いができなくなった。解約したい。



イラスト 鈴木 薫

### 〈アドバイス〉

#### \*契約をする前には

事業者が交付する概要書面をよく読んで、契約内容を理解したうえで契約しましょう。

- ・必要な施術内容か、また、必要な関連商品（化粧品、健康食品、美顔器、下着等）か。
- ・契約期間内に通える回数か。通えなくなった場合の中途解約の条件は？
- ・金額は妥当か、また、支払方法に無理はないか。

#### \*契約を解除したいときは

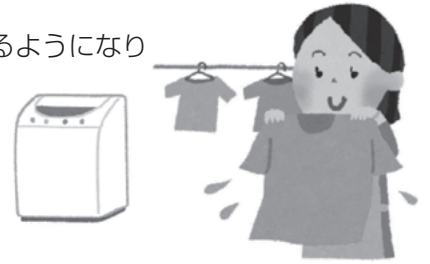
- ①事例のように期間が1か月を超え、金額（化粧品などの関連商品の購入金額も含む）が5万円を超えるエステの契約は、特定商取引法で定めている「特定継続的役務提供契約」に該当します。
- ②契約書面を受け取ってから8日間以内であれば、施術を受けていてもクーリング・オフができます。ただし、関連商品のうち化粧品や健康食品などの消耗品で自発的に使用した商品は対象外になります。また、クレジット払いで契約した時は、クレジット会社にも通知を出しましょう。
- ③クーリング・オフ期間の経過後も理由にかかわらず中途解約ができます。
  - ・中途解約では、すでに受けたエステサービスの代金と違約金を加算した金額を支払います。違約金は、施術前なら2万円、施術後は2万円か契約残額の10%のいずれか低い額と上限額が定められています。
  - ・関連商品の契約も解除することができますが、使用した分は支払う必要があります。

困ったことがあれば、消費生活センターに相談しましょう。

# 新しい洗濯表示がはじまりました！

皆さんは、服を洗濯するときに、タグを確認していますか？平成28年12月からタグに書いてある洗濯表示が変わり、海外で広く使われているものと同じになりました。

また、洗濯記号の種類が増え、きめ細かい情報をお知らせすることができるようになりました。新しい表示を覚えて大切な衣類を正しく取り扱いましょう！



## ポイント

- 5つの基本記号と付加記号や数字の組み合わせで表示されます。

| 5つの基本記号  | 付加記号  |  |                                       |   |
|--|---|--|---------------------------------------|---|
| 洗濯<br>漂白<br>乾燥<br>アイロン<br>クリーニング                 | <table border="1"> <tr> <td> <b>強さ</b><br/>                     線なし<br/>                     ふつ<br/>                     強い ← → 弱い<br/>                     ひょう 非常に弱い                 </td> <td> <b>温度</b><br/>                     ・ ← → ・ ・ ・<br/>                     低い ← → 高い                 </td> <td> <b>禁止</b><br/>                      基本記号と組み合わせ、<b>禁止</b>を表します。                 </td> </tr> </table> | <b>強さ</b><br>線なし<br>ふつ<br>強い ← → 弱い<br>ひょう 非常に弱い | <b>温度</b><br>・ ← → ・ ・ ・<br>低い ← → 高い | <b>禁止</b><br>基本記号と組み合わせ、 <b>禁止</b> を表します。 |
| <b>強さ</b><br>線なし<br>ふつ<br>強い ← → 弱い<br>ひょう 非常に弱い | <b>温度</b><br>・ ← → ・ ・ ・<br>低い ← → 高い   | <b>禁止</b><br>基本記号と組み合わせ、 <b>禁止</b> を表します。        |                                       |   |

- 記号だけでは伝えられない情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載されます。  
(例：洗濯ネット使用、中性洗剤使用、弱く絞る、あて布使用など)

### 〈表示例〉



- 表示は、取り扱い方の**上限**を表しています。表示よりも強く取り扱った場合、衣類にダメージを与える可能性があります。

## 覚えてみましょう！

### 洗濯～家庭での洗い方～

- ・家庭洗濯ができます。
- ・記号の中の数字は上限温度です。
- ・桶の下に「線（—）」があると、「線無し（通常の強さ）」よりも弱く洗うという意味です。
- ・桶の中に手がある表示は、手洗いをします。上限温度は40℃です。



### アイロン～アイロンのかけ方～

- ・アイロンをかけることができます。
- ・「点（・）」は温度の上限を表します。



※低温表示の場合はアイロンのスチーム不可。

### 漂白～汚れを落とす漂白剤の種類～

- △ { 酸素系OK  
塩素系OK
- △ 酸素系のみOK

### クリーニング～クリーニングの種類～

- ・PとFはドライクリーニングです。
- ・Wはウエットクリーニングです。

### 乾燥～家庭で乾燥機が使えるか、干し方～

- ◆自然乾燥
  - ・線の向き タテはつり干し、ヨコは平干し
  - ・線の本数 ぬれ具合 ※線が2本になると脱水しないで干す「濡れ干し」
  - ・左上に屋根マーク 日陰干し
- ◆タンブル乾燥 家庭でタンブル乾燥ができます。

★詳しくは消費者庁のWEBサイトをご覧ください。

出典：消費者庁ウェブサイト

### ●第2回 和歌山県消費者教育講座の御案内



消費者としての合理的な意思決定力、被害の認識、危険の回避、そして被害に遭った場合の対処方法など適切な知識と能力を身につけ、それぞれが「消費者市民社会」の一員として行動できる「自立した消費者」の育成を目的とした講座を開催します。

【日時】平成29年1月21日(土) 13:30~15:30 (開場 13:00)

【場所】和歌山県立図書館 2階 メディア・アート・ホール (和歌山市西高松一丁目7番38号)  
会場へお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

#### 【プログラム】

講演「環境にやさしい暮らし方とは」 講師：タレント イーデス・ハンソン氏

対談「社会に寄与する消費者の役割とは」

対談者：タレント イーデス・ハンソン氏、和歌山大学大学院 教授 岡崎 裕氏

【申込】「第2回講座(1月21日)参加希望」と明記のうえ、

①氏名(ふりがな) ②郵便番号 ③住所 ④電話番号を記入し

郵送(ハガキ可)・FAX・Eメールで、下記申込み先(県庁 県民生活課)までお申し込みください。

【申込締切】平成29年1月16日(月) 必着

主催/和歌山県 共催/国立大学法人和歌山大学、和歌山県金融広報委員会 後援/高等教育機関コンソーシアム和歌山

参加無料  
手話通訳あり  
定員250名

#### ◆お問い合わせ・お申込み先◆

和歌山県環境生活部県民局 県民生活課  
〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地  
TEL 073-441-2345 FAX 073-433-1771  
Eメール e0313001@pref.wakayama.lg.jp

## 一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での  
ご相談・お問い合わせは  
お近くの市町村  
消費生活相談窓口か  
県消費生活センターへ  
(相談は無料です)

### 和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】平日午前9時~午後5時  
(土・日・祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談(電話相談のみ)

【開設時間】午前10時~午後4時  
TEL 073-433-1551

### 和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階  
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



### 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号  
県西牟婁総合庁舎内  
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

